



2026年1月23日

各 位

会社名 モリト株式会社
 代表者名 代表取締役社長 一坪 隆紀
 (コード番号: 9837 東証プライム市場)
 本社所在地 大阪市中央区南本町4丁目2番4号
 問合せ先 取締役常務執行役員 コーポレート統括室長 兼
 管理本部長 阿久井 聖美
 (電話番号: 06-6252-3551)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年1月23日開催の取締役会において、2026年2月26日開催予定の第88回定期株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款第39条（剰余金の配当等の決定機関）および第40条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行第39条（期末配当金）および第40条（中間配当金）を削除するものであります。

なお、会社法第460条第1項に基づく定款の定めは設けず、本変更は剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>第39条（剰余金の配当等の決定機関）</u> <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(新設)	<u>第40条（剰余金の配当の基準日）</u> <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。</u> <u>②当会社の中間配当の基準日は、毎年5月31日とする。</u> <u>③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>第39条（期末配当金）</u> <u>当会社は、株主総会の決議によって、毎年11月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u>	(削除)
<u>第40条（中間配当金）</u> <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年5月31日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。</u>	(削除)
<u>付則</u> <u>この定款は、2023年2月24日より実施する。</u>	(削除)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

2026年2月26日(木)

定款変更の効力発生予定日

2026年2月26日(木)

以 上